

高知県県有施設太陽光発電設備整備事業公募型プロポーザルに関する質疑と回答

No.	質疑	回答
1	高知県県有施設太陽光発電設備整備事業仕様書6(11)に「…自立運転機能により設備からの電力供給を行うこと。」とあるが、自立運転機能の規模感に指定はあるのか。	特に指定はありません。当該事項を満たせるよう、ご検討の上、提案をお願いします。
2	高知県県有施設太陽光発電設備整備事業仕様書7(1)に損害保険に関する記述があるが、これは必須という理解でよいか。	そのとおりです。
3	高知県県有施設太陽光発電設備整備事業仕様書6(1)に「…当該保安管理費用が増額となる場合は、その増額分を事業者が負担すること。」とあるが、事業者側の負担分について、事前に電気主任技術者と費用に関する打ち合わせは可能か。	県が事前に打ち合わせを調整することは考えていませんが、施設見学の際に事業者が当該施設の電気主任技術者を把握し、事前に費用に関する相談をすることは可能と思われます。 なお、今回のP P A事業の中で実施いただく内容により保安管理費用が増額になる場合は、その分をP P A提案単価に含めていただきたいと考えております。
4	高知県県有施設太陽光発電設備整備事業公募型プロポーザル募集要領8(1)の提出書類の名称欄にある「共同企業体に関する協定書の写し」については、J Vで参加する場合に必要な書類であって、施工等をお願いする協力会社であれば提出は不要という認識でよいか。	ご認識のとおりです。
5	高知県県有施設太陽光発電設備整備事業公募型プロポーザル募集要領8(1)の提出書類の名称欄にある「一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し」について、備考欄に「構成員のうち1社の提出で構わない」とあるのは、共同企業体のことになるか。それとも、施工等をお願いする工事会社のことになるか。	資格証の写しが構成員のうち1社の提出で構わないのは、J V(共同企業体)で参加する場合となりますので、ご注意ください。
6	高知県県有施設太陽光発電設備整備事業公募型プロポーザル募集要領9の候補施設見学(様式3)の提出期限は本日(8月29日)の17時までという認識でよいか。	ご認識のとおりです。
7	参加表明後の辞退について、ペナルティが発生する時期とその内容をすべてご教授ください。	参加表明後の辞退へのペナルティはありません。 なお、参加申し込み提出後に辞退する場合は、高知県県有施設太陽光発電設備整備事業公募型プロポーザル募集要領17(1)に記載しているとおり、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。

No.	質疑	回答
8	対象施設のうち、一部の施設のみの提案としてもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
9	仕様書の3 設備工事前の調査・手続（3）構造調査全施設の構造計算書のご共有をお願いいたします。	これまでに提供又は閲覧できた資料が企画提案書の提出前までに共有できる全ての資料となります。
10	各施設の施工中に施設のトイレをお借りすることは可能でしょうか。	原則、施設側のトイレを利用することはできません。事業者側で仮設トイレをご準備ください。
11	上限単価 30.2 円/kwh(税込)は各施設の上限単価でしょうか。もしくは施設提案数の平均金額の上限ということでしょうか。	高知県県有施設太陽光発電設備整備事業仕様書の2 (3) 号に記載しているとおり、30.2 円/kwh(税込み)は上限単価であり、その範囲内で事業者が設定する単価は候補施設共通となります。
12	プレゼンテーションについて、技術提案書を抜粋した資料を投影しながら行うことは可能でしょうか。また、可能である場合プロジェクター、スクリーン等の機材はご準備いただけますでしょうか。	プロジェクター、スクリーン等により、資料を投影しながらプレゼンテーションを行うことはできません。提出した企画提案書により説明をお願いします。
13	各施設の ・単線結線図 ・引込受電盤回路図(または製品仕様図) ・受変電盤回路図(または製品仕様図) ・電灯線、動力線分電盤回路図(または製品仕様図) ・建屋平面図 ・建屋立面図 ・建屋内電機配線図 のご提供をお願いします。	これまでに提供又は閲覧できた資料が企画提案書の提出前までに共有できる全ての資料となります。